

消防救第 13 号
平成 28 年 3 月 17 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（ 公 印 省 略 ）

**鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等事業の認定を申請する法人の
捕獲従事者等の応急手当講習受講について（依頼）**

標記について、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長から、別添のとおり「鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等事業の認定を申請する法人の捕獲従事者の応急手当に関する講習会受講についての協力依頼」（平成 28 年 1 月 18 日付け環自野発第 1601182 号）により、協力依頼がありました。

今般、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）によって、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人で、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準に適合しているものについて、都道府県知事が認定を行う認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

この認定基準のひとつとして、事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が心肺蘇生法、外傷の応急手当、搬送法といった救急救命に関する知識を有することとされており、これらの項目を含む講習会の受講、及び適切な講師を招聘して実施する事業者による講習会受講などが想定されています。

今後、消防本部が実施する救命講習への参加申込や、個別講習の実施依頼等、相談のある可能性がありますので、貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日消防救第 41 号）に基づき、地域の実情に応じて可能な範囲で対応いただくよう、周知をお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室 上條課長補佐、新田係長、瀧砂事務官
電話 03-5253-7529 E-mail kyukyusuishin@soumu.go.jp

環自野発第 1601182 号
平成 28 年 1 月 18 日

総務省消防庁
救急企画室長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長



鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等事業の認定を申請する法人の
捕獲従事者の応急手当に関する講習会受講についての協力依頼

近年、鳥獣による自然生態系への影響や農林水産業・生活環境への被害が深刻化していることから、鳥獣の管理を強化することとし、今般、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準（別紙 1 参照）に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる認定鳥獣捕獲等事業者制度を導入しました。

上記の認定の基準の一つとして、鳥獣法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号において、事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が心肺蘇生法、外傷の応急手当、搬送法といった救急救命に関する知識を有することと定めております。そのためには、心肺蘇生法、外傷の手当、搬送法を含む講習会の受講、適切な講師を招聘して独自に実施する鳥獣捕獲等事業者内での講習会を受講するほか、心肺蘇生法と外傷の応急手当は講習会を受講した上で、搬送法については搬送の手法に詳しい者による独自の講習会を受講することが考えられます。

今後、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者から、講習実施機関のひとつである各消防本部宛てに応急手当講習の受講申請や、個別講習の実施依頼等の相談がある可能性についてご理解いただき、ご多忙のところ恐縮ですが、各消防本部の実情に合わせて可能な範囲でご対応いただきますようお願い申し上げます。

貴庁におかれましても、本制度にご理解いただき、必要性を鑑みて上記について周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 認定を受けるための主な条件

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績(過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施)

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画(毎年2回以上)、従事者の心身の健康状態の把握方法等を記載すること

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 法人の役員(代表者を含む)又は雇用する者から選任
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4)捕獲従事者の要件

- シカ・イノシシ等の銃猟は原則10人以上(それ以外は、猟法ごとに原則4人以上)
- 狩猟免許・銃所持許可(銃による場合)の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習 5時間以上

技能知識講習 5時間以上

- 心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む救急救命講習の受講(捕獲従事者の半数以上)
- 損害賠償保険への加入(賠償額:銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上)

(5)研修計画の作成

(6)夜間銃猟を実施する場合((1)~(5)に追加して必要となる要件)

- 夜間銃猟安全管理規程の整備
- 事業管理責任者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)
- 捕獲従事者→夜間銃猟安全管理講習の修了(5時間以上)、夜間銃猟の安全確保の技能(※詳細は告示)

2. 認定の申請

- 主たる事業所の所在地/主たる事業実施地がある都道府県に申請

➤ 認定証の交付(認定は3年間)

3. 認定を受けた後の事業者の責務

(1)安全管理体制の維持

(2)技能・知識の維持向上(研修の実施)



環自野発第 1601182 号
平成 28 年 1 月 18 日

日本赤十字社 事業局
救護・福祉部長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長



鳥獣保護管理法に基づく鳥獣捕獲等事業の認定を申請する法人の
捕獲従事者の救急救命に関する講習会受講についての協力依頼

近年、鳥獣による自然生態系への影響や農林水産業・生活環境への被害が深刻化していることから、鳥獣の管理を強化することとし、今般、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する法人が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能及び知識が一定の基準（別紙 1）に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる認定鳥獣捕獲等事業者制度を導入しました。

上記の認定の基準の一つとして、鳥獣法施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号において、事業管理責任者及び捕獲従事者の半数以上が心肺蘇生法、外傷の応急手当、搬送法といった救急救命に関する知識を有することを定めております。

今後、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者から、貴社の各支部宛てに赤十字救急法基礎講習及び救急員養成講習の受講申請や開催依頼又は心肺蘇生法、外傷の応急手当、搬送法についての短期講習の実施依頼等の相談がある可能性についてご理解いただき、ご多忙のところ恐縮ですが各支部の実情に合わせて可能な範囲でご対応いただきますようお願い申し上げます。

貴社におかれましても、本制度にご理解いただき、必要性を鑑みて上記について各支部に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。